（要領様式第１号）

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

８資第 125 号
令和８年（2026 年）11 月２日
長野県知事

１　公表する内容及び縦覧する関係図書

根　拠　条　項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第 33 条第１項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第２項（第 37 条第５項含む）	事業計画概要説明会終了報告書（勧告に基づくものを含む）	
(3) 条例第 39 条第１項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第５項	見解書及び意見書（写）	○
(5) 条例第 46 条第２項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第２項	事業計画廃止届出書	

２　公表する事項

<table>
<tr><th colspan="2">事　　項</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">氏名及び住所</td><td colspan="2">株式会社長野環境保全センター
代表取締役 勝亦 豪志
長野県中野市大字立ケ花 855 番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請の区分（Ⅰ）</td><td colspan="2">産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可</td></tr>
<tr><td rowspan="5">条例第42条</td><td>①廃棄物の処理施設の設置の場所</td><td colspan="2">長野県中野市大字新井字若宮境 363 番 1</td></tr>
<tr><td>②廃棄物の処理施設の種類</td><td colspan="2">産業廃棄物（廃太陽光パネル）の粉砕・分離施設</td></tr>
<tr><td>③処理を行う廃棄物の種類</td><td colspan="2">廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、廃太陽光パネルに限る。）

以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</td></tr>
<tr><td>④廃棄物の処理施設の処理能力</td><td colspan="2">1.68 t／日（ 0.21 t／h：８時間稼働 ）</td></tr>
<tr><td></td><td>新</td><td>旧</td></tr>
<tr><td></td><td>○事業の範囲
中間処理（圧縮梱包）する産業廃棄物
：廃プラスチック類、金属くず

中間処理（粉砕・分離）する産業廃棄物：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは廃太陽光パネルに限る。）

以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</td><td>○事業の範囲
中間処理（圧縮梱包）する産業廃棄物
：廃プラスチック類、金属くず

以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</td></tr>
</table>

条例第42条	⑩対象周辺地域の範囲	（範囲）中野市新井区、若宮区
	⑪対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲	（範囲）・中野市長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者
	⑫見解書の閲覧場所、期間及び日時	（場所）株式会社長野環境保全センター 長野県中野市大字新井363番地10 （期間）事業計画協議終了まで（土日祝日は除く。） （時間）午前９時から午後５時まで
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	（時間）令和８年８月 23 日（日） 午前 10 時から （場所）株式会社長野環境保全センター 長野県中野市大字新井 363 番地 10
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和８年11月３日（火）～令和８年12月２日（水）まで（土日・祝日その他県の休日を除く。）
	縦覧時間	午前８時 30 分～午後５時まで

３　提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対　　象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第43条	○第 36 条第１項の対象関係市町村長 ○第 36 条第１項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	15号	提出期限 令和８年 12 月２日（水） 提出先 〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課

＊「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注）意見提出にあたっての留意事項

・条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は黒塗りのうえ縦覧されます。
・提出書類はいずれも日本工業規格Ａ列４番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。